



## 生活 パイロット

### 苦情多い貴金属等の訪問買い取り

業者が突然訪れ、金しぼらくして、買い取  
やプラチナなど貴金属の価格が安過ぎると思  
等を買っていき、「お金を返すので、  
「押し買い」に関する  
苦情相談が増え  
ています。

【事例】「ペ  
ースメーカーな  
どを作るため、  
貴金属が足りな  
い。片方なくし  
たイヤリングや  
使っていない指  
輪などを売って  
ほしい」と言わ  
れ、金のネックレスを売った。

業者が突然訪れ、金しぼらくして、買い取  
り価格が安過ぎると思  
い、「お金を返すので、  
ネックレスを返却して  
ほしい」と業者に申し  
出たが断られた。どう  
したらいいか。

【アドバイス】  
▼貴金属などの買い  
取りサービスは、消費  
者が業者に代金を支払  
ってサービスの提供を  
受けるわけではなく、  
消費者が「売り手」と  
なるもので、「訪問販  
売」には該当しないた  
め、特定商取引法(特

め、特定商取引法(特

## クーリングオフは適用外

商法)の規制を受けな  
いことから、クーリン  
グオフは適用されませ  
ん。貴金属などを売却  
する際は慎重にしまし  
よう。

▼突然の訪問や電話  
により、不意打ち的に  
買い取りを勧誘され、  
買い取り価格が妥当か  
どうか冷静に判断でき  
ないまま契約させられ  
てしまうケースが目立  
っています。買い取っ  
てもらったつもりがな  
ければ、毅然と断りま  
しょう。

▼最近では、事例の  
ように当該貴金属が  
「医療機器の部品とな  
り、人の命が助かる」  
などと言い、親切心に  
付け込むケースもあり  
ます。注意しましょう。

▼契約を強要された  
り、しつこく勧誘され  
た場合は、近くの市町  
村の消費生活相談窓口  
やアイネスに相談して  
ください。

(県消費生活・男女  
共同参画プラザ)アイ  
ネス、☎097・53  
4・0999消費生  
活相談電話)